

令和5年10月26日

お取引先の皆様へ

独立行政法人国立美術館

## 適格請求書発行のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されました。

独立行政法人国立美術館では、次のとおり適格事業者登録が完了しております。

**事業者登録番号：T8010005005424**

**氏名又は名称：独立行政法人国立美術館**

※東京国立近代美術館、国立工芸館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、国立アトリサーチセンターにおいても「独立行政法人国立美術館」としての登録となります。

独立行政法人国立美術館（各美術館等を含む）へのご請求に際し、課税事業者におかれましては適格請求書のご提出をお願い致します。

敬具

### 適格請求書 記載要件

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称および登録番号
- ②取引（完了・納品）年月日
- ③取引内容（軽減税率品目であればその旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額
- ⑥請求書の交付を受ける事業者名称：「独立行政法人国立美術館 ○○美術館」等  
※館名だけではなく、必ず法人名も記載ください

【参考】国税庁 web サイト 「インボイス制度の概要」

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)